

第百十二号議案

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年六月四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十九号）の
一部を次のように改正する。

目次中「（第九十一条）」を「（第九十一条・第九十二条）」に改める。

第九十一条を第九十二条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

（適用除外）

第九十一条 この条例の規定は、八王子市の区域における指定障害児通所支援の事業等については、適用しない。

附 則

この条例は、令和元年七月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第三百三十一号）の施行に伴い、八王子市
が行うこととする事務について、規定を整備する必要がある。